「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」に係る
令和８年度活用意向調査実施要領

令和８年４月６日

１　事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、当該区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援（※）を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とします。

（※）　「一定期間の地域への定着支援」について、本県において「一定期間」とは「最大１年」とする予定です。

２　事業の実施主体（補助事業者）

山形県が定める重点医師偏在対策支援区域において、承継又は開業する診療所(※)であって、山形県地域医療対策協議会及び山形県保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者とします。

（※）対象となる予定の診療所

- 保険診療を主とする診療所（ただし歯科診療所は対象外）
- 主に一般の方を対象に診療を行う診療所（事業所や特別養護老人ホーム等に開設される診療所は対象外）
- 承継の場合、実質的な承継となっているか実態を確認の上判断します。
- 診療科目について、承継・開業予定の２次医療圏等における過不足状況等を考慮した上で、山形県地域医療対策協議会及び保険者協議会等で協議される場合があります。

（※）詳細な要件等は検討中ですので、対象となるか判断しかねる場合にはお問合せください。

３　山形県が定める重点医師偏在対策支援区域

山形市、天童市、山辺町及び中山町を除く全市町村

４　補助事業の概要

①　施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費

②　設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器等の購入費

③　地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費

５　補助対象経費（※）及び補助率（今後変更となる場合があります）

（※）消費税及び地方消費税は補助対象外としますので、提出書類に金額を記載する際には、全て税抜きの額としてください（税相当額を控除してください）。

①　施設整備事業

補助対象	１㎡当たり単価	補助率
○ 診療部門の整備費 ・ 無床診療所の場合　：160 ㎡ ・ 有床診療所の場合（５床以下）：240 ㎡ ・ 有床診療所の場合（６床以上）：760 ㎡ ○ 診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費 ・ 医師住宅　：　80 ㎡ ・ 看護師住宅　：　80 ㎡	鉄筋コンクリート ：558,000 円 ブロック：444,000 円 木造　：362,000 円	1/2

②　設備整備事業

補助対象	１か所当たり基準額	補助率
○ 診療所として必要な医療機器購入費	16,500,000 円	1/2

③　地域への定着支援事業

補助対象	基準額	補助率
○ 診療所の運営に必要な次に掲げる経費 ・ 職員基本給 ・ 職員諸手当 ・ 非常勤職員手当 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 備品費（単価 50 万円未満に限る） ・ 消耗品費 ・ 材料費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費	１か所当たり次により算出された額 （１） イ 診療日数《１日～129 日》 6,200,000 円＋（71,000 円×実診療日数） ロ 診療日数《130 日～259 日》 6,200,000 円＋（77,000 円×実診療日数） ハ 診療日数《260 日以上》 6,200,000 円＋（87,000 円×実診療日数） （２）訪問看護による加算額 25,000 円×訪問看護日数	2/3

・ 光熱水料 ・ 借料及び損料 ・ 社会保険料 ・ 雑役務費 ・ 委託費		

６　補助対象者となる承継・開業時期

事業名	承継・開業時期
①　施設整備事業	令和８年４月１日以降に承継・開業済又は令和９年３月 31 日までに承継・開業することが確実であること
②　設備整備事業	同上
③　地域への定着支援事業	令和６年 12 月 17 日（令和６年度政府補正予算成立日）以降に承継・開業済又は令和９年３月 31 日までに承継・開業することが確実であること

７　補助対象となる事業実施時期

事業名	補助対象経費
①　施設整備事業	県の内示後に着手した事業に係る経費
②　設備整備事業	県の内示後に着手した事業に係る経費
③　地域への定着支援事業	令和８年４月１日以降に発生した経費（※）

（※）一定期間継続して地域への定着を支援するため、支援期間は承継・開業から最大１年間とします。令和７年度の本事業補助事業者は、補助事業の実施期間が１年未満である場合、令和７年度補助事業開始日を起点として、この日から起算して最大１年間まで令和８年度の補助対象期間として応募可能です（この場合、基準額については所要の調整をする場合があります)。

８　応募方法

本事業の活用を希望する診療所は、下記により必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

対象者	提出書類
事業の活用を希望する方 （必須）	・　【様式１】実施計画書
「①　施設整備事業」の活用を希望する方	・　【様式２】医療施設等施設整備費補助金事業計画総括表 ・　【様式３】施設整備事業費内訳書

「②　設備整備事業」の活用を希望する方	・　【様式４】医療施設等設備整備費補助金事業計画総括表
「③　地域への定着支援事業」の活用を希望する方	・　【様式５】所要額調書 ※「寄付金その他の収入」には診療収入を含む

※ 事業者の内定後、別途、県への補助金交付申請時に必要な書類の提出を依頼します。

(2) 提出期限

令和８年４月２３日（木）１７時

(3) 問合せ・提出先（メール提出）

ishikakuho＊pref.yamagata.jp（＊を@に変えてください）

山形県 健康福祉部　医療政策課　医師確保対策担当あて

９　留意事項

(1) 一般的留意事項

・ 応募をもって支援を確約するものではありません。また、国及び県の予算等の都合により所要額の全部又は一部が補助されないことがあります。

・ 期限までに応募がない場合は、本事業の対象外となります。

・ 本事業は山形県地域医療対策協議会及び山形県保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所が対象となります。両協議会において事業計画等が公開されますので、御承知いただいた上で必要書類等を提出してください（応募があった時点で御承知いただいたものとみなします)。

・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。

・ 交付決定後、５年を経過する前に当該診療所が廃業となった場合は、補助金の返還を求める場合があります。

・ 本事業は、令和９年３月 31 日までに完了させていただく必要があります。

・ 申請にあたっては、厚生労働省の「医療施設等施設整備費補助金交付要綱（案)」、「医療施設等設備整備費補助金交付要綱（案)」「医療施設運営費等補助金（重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（地域への定着支援事業)）交付要綱（案)」を参照してください。個別に提供しますので、８(3)の問合せ先まで事前に請求してください。

(2) 書類確認にあたり考慮するポイント

事業実施にあたっては、より山形県内の医師不足の解消及び診療科の偏在是正を促進する観点から、以下の２点について重視することとし、採択又は予算配分の検討にあたり考慮する予定です。

① 山形県外からＵＩＪターンしての承継・開業であること

・ 承継・開業に合せて山形県外から県内に居住地が変更（※）されること

（※） 原則として住所変更（住民票の移動）を伴うものであること

・ 本事業を動機付けとしてＵＩＪターンを促進する観点から、過去の住所変更については「承継・開業に合せたＵＩＪターン」とは取り扱いません。

ただし、令和８年２月 12 日（令和８年度山形県一般会計当初予算案公表日）以降に本県に住民票を移動された方については、経緯等を確認した上でＵＩＪターンと認めることがあります。

② 山形県内・県内各地域において不足感が強い診療科であること

・ （全県共通）小児科、産婦人科

・ （県内各地域）承継・開業（予定）地域において強い不足感があると山形県健康福祉部が県医師会及び郡市地区医師会を通して調査した診療科

10 スケジュール（予定）

時期	内容
～４月 23 日	活用意向調査
４月下旬～５月上旬	山形県地域医療対策協議会及び山形県保険者協議会
５月 12 日	厚生労働省へ必要書類を提出
時期未定	国から県へ内示
時期未定	県から事業者へ内示